

役員報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人藤沢農業振興公社（以下「公社」という。）定款第26条の規定に基づき、役員報酬及び費用の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等をいう。

(報酬等の支給)

第3条 公社は、役員に対して、総会、理事会、監事会等の会議出席又は監査の業務に従事したときは、その出席日数に応じて日額報酬5,000円を支給する。

2 前項に定める職務以外の職務（出張を除く。）の執行に支給する報酬は、1回につき3,000円を支給する。

3 役員には、役員賞与及び退職手当は支給しない。

(旅費)

第4条 役員には「旅費支給規程」による旅費を支給する。

(公表)

第5条 公社は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が定める。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程の施行をもって、平成24年5月14日施行の「役員実費弁償支給規程」は廃止する。